「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書や給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書で確認できます（令和6年度のもの）。

ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄付金税額控除等の各種控除適用前（調整控除を除く）の額を基準とするため、当該控除を受けている方はこれらの税額を足し戻した額となります。

市民税所得割額

令和6年度　給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	
	給与所得	
	その他の所得計	
主たる給与以外の合算所得区分	営業等・農業・不動産・利子・配当・給与・雑・譲渡一時	
	総所得金額①	

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

所得	雑損		障・寡・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命			
	地震			

控除	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失

（摘要）

注　摘要欄に住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄付金控除等の各種控除（調整控除除く）の記載がある方は、控除適用前の金額となります。

税額	市民税	税額控除前所得割額③	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	特別徴収税額⑧		
	控除不足額⑨		
	既充当額⑩		
	既納付額⑪		
	差引納付額（⑧-⑪-⑨, ⑩）		
	変更前税額⑫		
	増減額（⑧-⑫）		

市県民税　所　得　証明書　（全項目）　NO. 612

納税義務者	賦課期日の住所	那覇市			現住所		
	氏名				生年月日	年 月 日	
平成20年度	総所得金額等	¥1,563,721	所得算定期間	自平成19年 1月 1日 至平成19年12月31日	控除対象配偶者	無	譲渡所得の有無 無
	合計所得金額	¥1,563,721					課税標準額 ¥1,040,000
所得の内容 種類	金額		給与収入	¥0	配偶者特別控除	無	
営業所得	¥1,563,721		公的年金等収入	¥0	特定扶養控除	人	市民税 算出税額所得割額 ¥62,400
＊以下余白＊			雑損控除	¥0	扶養控除	人	調整控除 ¥1,500
			医療費控除	¥0			住宅特別税額控除額 ¥25,000
			小規模企業共済等掛金	¥0	老人扶養控除	人	
分離所得等			社会保険料控除	¥155,700	本人障害		
＊以下余白＊			生命保険料控除	¥35,000	老・寡・勤控除		所得割額 ¥35,900
			地震・損害保険料控除	¥2,899	特別障害者		均等割額 ¥3,000
			寄付金控除	¥0	普通		県民税 算出税額所得割額 ¥41,600
			備考欄				調整控除 ¥1,000
繰越控除等							住宅特別税額控除額 ¥16,840
＊以下余白＊							
							所得割額 ¥23,700
							均等割額 ¥1,000
							年税額 ¥63,600

この場合、調整控除以外の控除額は適用除外となりますので算出税額所得割額￥62,400から調整控除¥1,500を除いた￥60,900となります。

上記のとおり相違ないことを証明します。